

6. 水道料金の設定(第2回・第3回資料の修正)

6-3. 水道料金の改定パターン①

・一律の改定 15%

●改定後の料金表

一般用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～100		101～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
口径												
13ミリ	606	(91) 697										
20ミリ	611	(92) 703										
25ミリ	977	(147) 1,124										
30ミリ	1,465	(220) 1,685	0	(0)	114	(17)	173	(26)	229	(34)	287	(43)
40ミリ	2,930	(440) 3,370										
50ミリ	4,102	(615) 4,717										
75ミリ	10,255	(1,538) 11,793										
100ミリ以上	17,433	(2,615) 20,048										
公衆浴場用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(561) 4,300	0	(0)	135	(20)	155					
臨時用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後										
			現行	改定後								
	0	(0) 0	200	(30) 230								

税抜き・円、()内は改定額

●改定後の水道料金

税抜き・円、()内は改定額

単身世帯 (5㎡/月 13mm)		
現行		改定後
606	▶	(91) 697
1家族世帯 (3人) (15㎡/月 13mm)		
現行		改定後
1,176	▶	(176) 1,352
2世帯など (50㎡/月 20mm)		
現行		改定後
6,646	▶	(997) 7,643
事業所など (100㎡/月 40mm)		
現行		改定後
20,415	▶	(3,045) 23,460

目標とする収益を
基本料金で30.1%
超過料金で69.9%
で賄う

(従量水量別)

0-10m ³	0%
11-25m ³	35.4%
26-50m ³	15.6%
51-100m ³	4.5%
101m ³ -	14.4%

誤 (3,062)
23,477

正 (3,045)
23,460

6. 水道料金の設定

6-1-1. 料金算定の考え方(他都市の状況) 基本料金と従量料金の構成率

- ・一宮市と隣接する市及び、東海3県の中核市（三重県の中核市該当はなし）

団体	一宮市 (中核市)	稲沢市	江南市	岩倉市	羽島市	各務原市	表内の 中核市平均
基本料金	28.7%	27.5%	回答なし	25.0%	37.5%	30.5%	32.8%
従量料金	71.3%	72.5%	回答なし	75.0%	62.5%	69.5%	67.2%

団体	清須市	岡崎市 (中核市)	豊橋市 (中核市)	豊田市 (中核市)	岐阜市 (中核市)	名古屋市
基本料金	回答なし	27.9%	48.7%	25.6%	33.1%	30.6%
従量料金	回答なし	72.1%	51.3%	74.4%	66.9%	69.4%

6. 水道料金の設定

6-3. 水道料金の改定パターン⑤

- ・基本料金定率7%
- ・従量料金定額15円
- ・臨時用：最高単価

●改定後の料金表

一般用 口径	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき 円）									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～100		101～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
13ミリ	606	(42) 648										
20ミリ	611	(43) 654										
25ミリ	977	(68) 1,045										
30ミリ	1,465	(103) 1,568	0	(15) 15	114	(15) 129	173	(15) 188	229	(15) 244	287	(15) 302
40ミリ	2,930	(205) 3,135										
50ミリ	4,102	(287) 4,389										
75ミリ	10,255	(718) 10,973										
100ミリ以上	17,433	(1,220) 18,653										
公衆浴場用	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき 円）									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(262) 4,001	0	(15) 15	135	(15) 150						
臨時用	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき 円）									
	現行	改定後	現行	改定後	臨時用の見直し							
	0	(0) 0	200	(102) 302								

税抜き・円、○内は改定額

●改定後の水道料金

単身世帯（5㎡/月 13mm）		
現行	▶	改定後
606		(117) 723
1家族世帯（3人）（15㎡/月 13mm）		
現行	▶	改定後
1,176		(267) 1,443
2世帯など（50㎡/月 20mm）		
現行	▶	改定後
6,646		(793) 7,439
事業所など（100㎡/月 40mm）		
現行	▶	改定後
20,415		(1,705) 22,120

税抜き・円、○内は改定額

目標とする収益を基本料金で28.3% 超過料金で71.7% で賄う

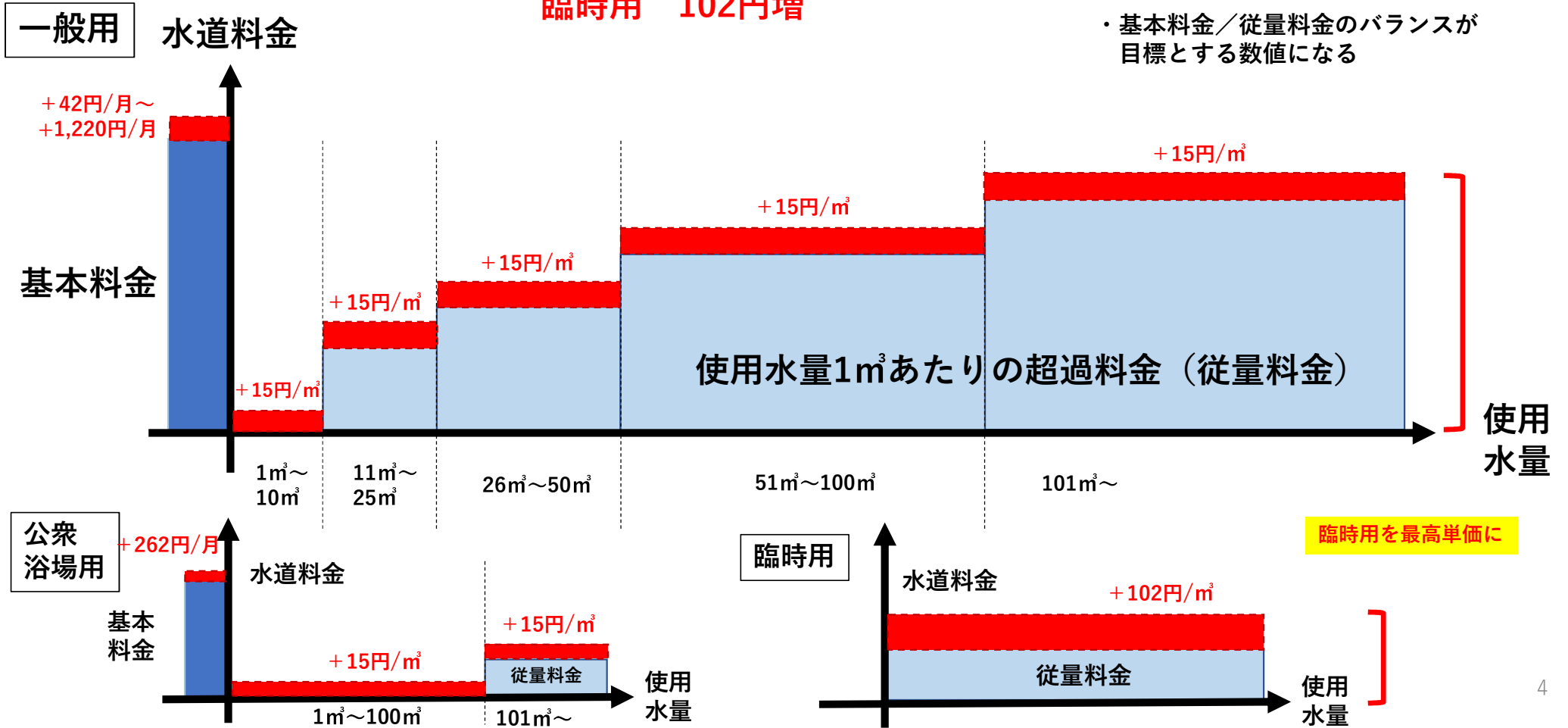
(従量水量別)

0-10m ³	4.5%
11-25m ³	34.9%
26-50m ³	14.8%
51-100m ³	4.2%
101m ³ -	13.3%

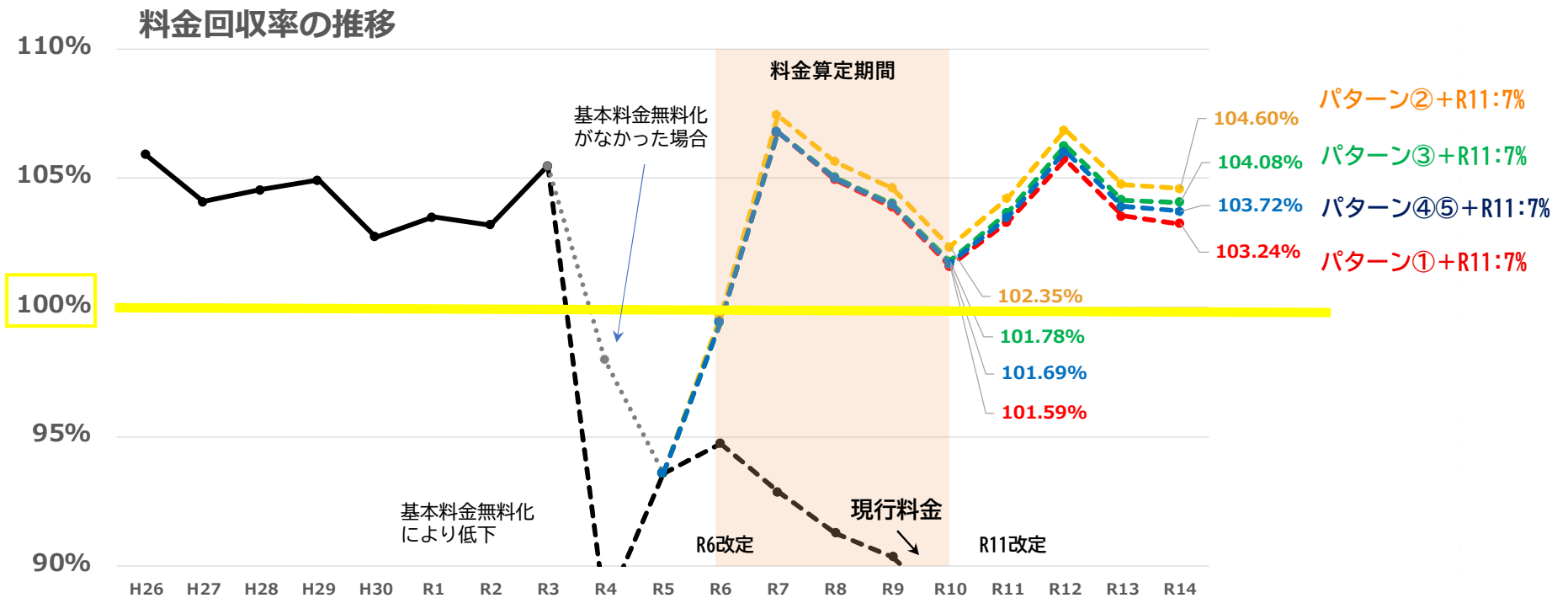
水道料金改定パターン⑤

基本料金：7%増、従量料金：臨時用を除き一律15円増
臨時用 102円増

- ・使用水量あたり増加額が一定
- ・基本料金／従量料金のバランスが目標とする数値になる



水道料金改定後の経営状態について①



○改定後の経営状態について

算定期間中の経営状態については、改定パターンによる差は小さい。

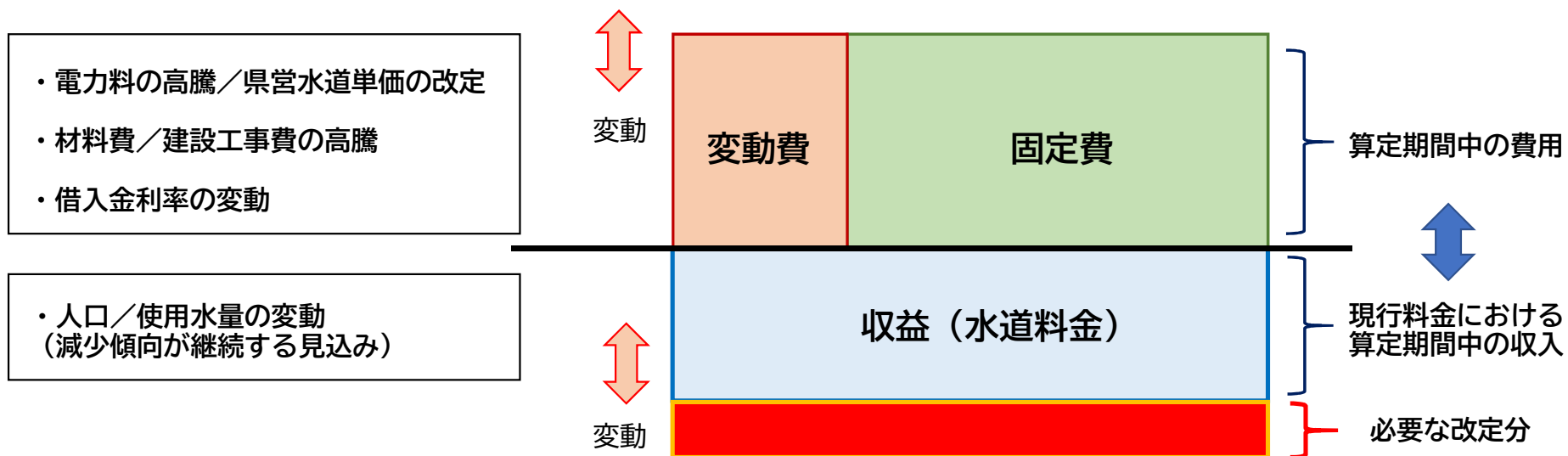
料金算定期間について

○算定期間（今回の改定は 5年：R6～R10）について

水道料金はできるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましいが、

算定期間を長期にすることは**不確定な要素を多く含む**ことになるため、**適当とはいえない**。

日本水道協会の水道料金算定要領（H27.2）では3～5年の算定期間が妥当とされている。



水道料金改定パターン(料金比較表)

水道料金比較

(1か月 税抜き 円)

使用例 改定パターン		単身世帯 13mm (5m ³ /月)	1家族世帯 (3人) 13mm (15m ³ /月)	2世帯など 20mm (50m ³ /月)	事業所など 40mm (100m ³ /月)
現行		606	1,176	6,646	20,415
パターン①	改定後	697	1,352	7,643	23,460
	改定額	91	176	997	3,045
パターン②	改定後	762	1,462	7,388	22,155
	改定額	156	286	742	1,740
パターン③	改定後	772	1,492	7,113	21,230
	改定額	166	316	467	815
パターン④・⑤	改定後	723	1,443	7,439	22,120
	改定額	117	267	793	1,705

7. 下水道使用料の設定

7-1-1. 使用料算定の考え方(他都市状況) 基本使用料と従量使用料の構成率

- ・一宮市と隣接する市及び、東海3県内の中核市（三重県の中核市該当はなし）

団 体	一宮市 (中核市)	稲沢市	江南市	岩倉市	羽島市	各務原市	表内の 中核市平均
基本使用料	25.7%	40.0%	21.1%	24.6%	37.0%	9.4%	29.2%
従量使用料	74.3%	60.0%	78.9%	75.4%	63.0%	90.6%	70.8%

団 体	清須市	岡崎市 (中核市)	豊橋市 (中核市)	豊田市 (中核市)	岐阜市 (中核市)	名古屋市
基本使用料	回答なし	回答なし	28.2%	29.8%	33.3%	29.0%
従量使用料	回答なし	回答なし	71.8%	70.2%	66.7%	71.0%

7. 下水道使用料の設定

7-3. 下水道使用料の改定パターン⑤

・ 一般用
基本使用料R6:25% R8:20%
従量使用料R6:18円 R8:15円 定額

・ 臨時用R6:19% R8:10%

・ 公衆浴場R6:10% R8:5% 基本水量の廃止
・ 工場廃液R6:15% R8:10%
・ 特定事業用R6:25% R8:20%

税抜き・円、○内は改定額

一般用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
	596	(298) 894	8	(33) 41	116	(33) 149	127	(33) 160	132	(33) 165
公衆浴場用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～200		201～					
			現行	改定後	現行	改定後				
	6,067	(941) 7,008	0	(11) 11	65	(11) 76	公衆浴場用の基本水量廃止			
臨時用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	現行	改定後						
					臨時用の増額					
	0	(0) 0	126	(39) 165						
工場廃液用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	現行	改定後						
	0	(0) 0	126	(34) 160						
特定事業用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	現行	改定後						
	0	(0) 0	90	(45) 135						

●改定後の下水道使用料

税抜き・円、○内は改定額

一般用 単身世帯 (5㎡/月)		
現行		改定後
636	➤	(463) 1,099
一般用 1家族世帯 (3人) (15㎡/月)		
現行		改定後
1,256	➤	(793) 2,049
一般用 2世帯など (50㎡/月)		
現行		改定後
5,591	➤	(1,948) 7,539
事業所用 一般区域・工場など (1000㎡/月)		
現行		改定後
126,000	➤	(34,000) 160,000
事業所用 一般区域・工場など (10000㎡/月)		
現行		改定後
1,260,000	➤	(340,000) 1,600,000
事業所用 特定区域・工場など (10000㎡/月)		
現行		改定後
900,000	➤	(450,000) 1,350,000

目標とする収益を
基本使用料で28.3%
従量使用料で71.7%
で賄う
(従量水量別)

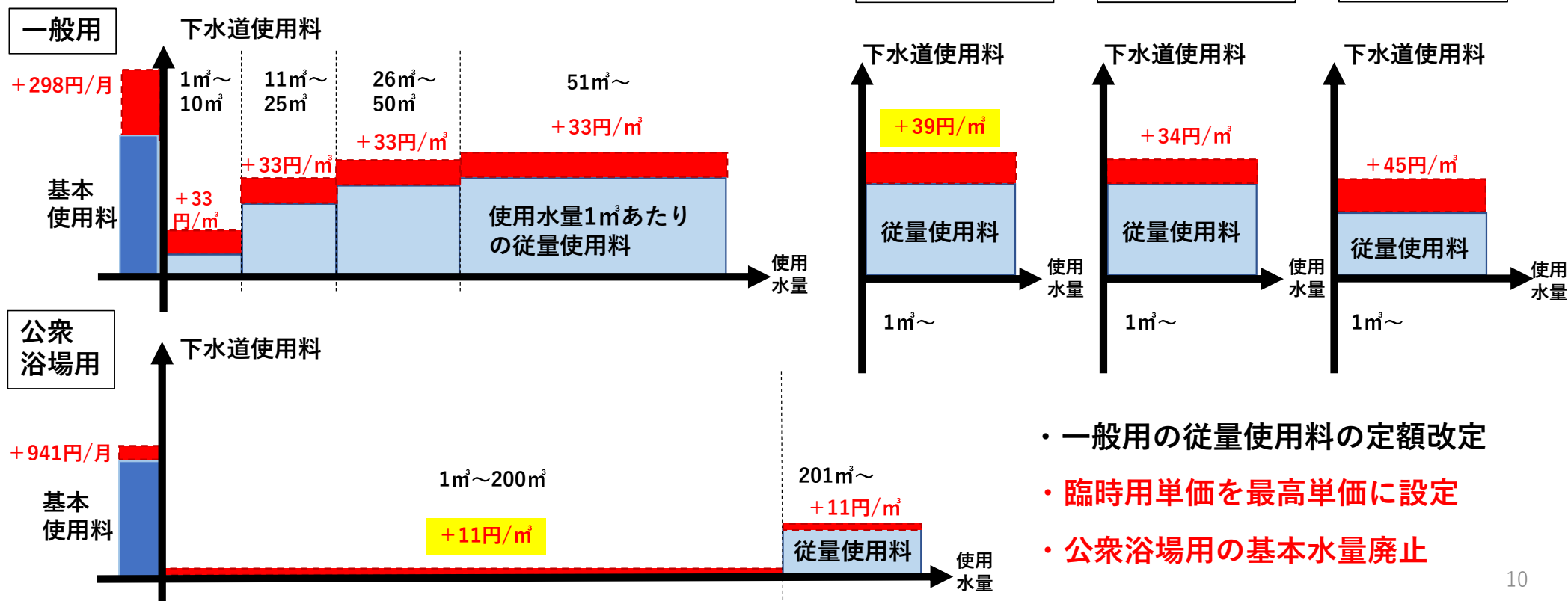
0-10m ³	9.5%
11-25m ³	29.8%
26-50m ³	8.0%
51-200m ³	4.8%
201m ³ -	19.6%

下水道使用料改定パターン⑤

用途別に改定 (一般用 基本使用料 R6:25%、R8:20%/従量使用料 R6:18円 R8:15円定額)

(公衆浴場用 R6:10%、R8:5% **基本水量の廃止**) (工場廃液用 R6:15%、R8:10%) (臨時用 **R6:19%**、R8:10%)

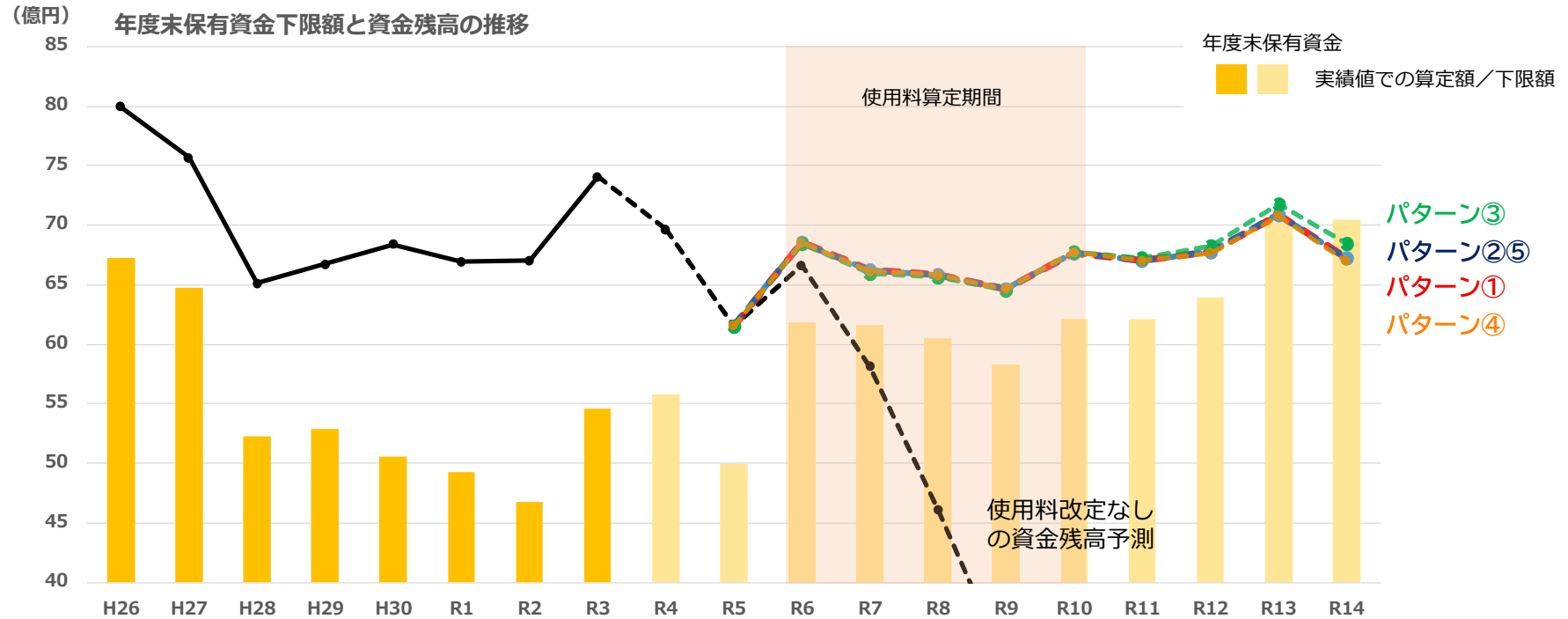
(特定事業用 R6:25%、R8:20%)



- ・ 一般用の従量使用料の定額改定
- ・ 臨時用単価を最高単価に設定
- ・ 公衆浴場用の基本水量廃止

下水道使用料改定後の経営状態について

(年度末保有資金下限額 = 年度末の未払金 + 次年度の資本的収支不足額 (主に償還元金))



○改定後の経営状態（資金状況）について
算定期間中の経営状態について、改定パターンによる差は小さい。

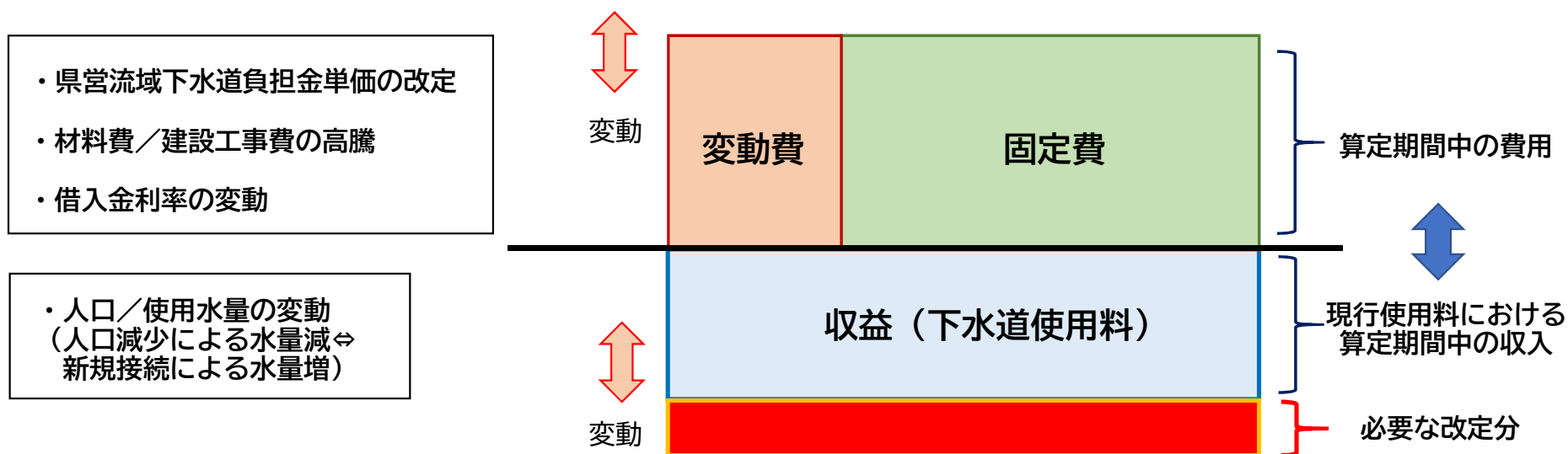
下水道への新規接続者の増加分があるため、算定期間以降の資金の積み増しにより、R11の改定は行う必要がないものとしている。

使用料算定期間について

○算定期間（今回の改定は 5年：R6～R10）について

基本的な考え方は水道と同様で、算定期間を長期にすることは**不確定な要素を多く含む**ことになるため、**適当とはいえない**。特に下水道は流域下水道との統合など**影響の大きい要素**がある。

日本下水道協会の下水道使用料算定の考え方（2016年度版）でも3～5年の算定期間が妥当と考えている。



下水道使用料改定パターン(使用料比較①)

下水道使用料比較

(1か月 税抜き 円)

改定パターン		使用例 一般用・単身世帯 (5m ³ /月)	一般用・1家族世帯 (3人) (15m ³ /月)	一般用・2世帯など (50m ³ /月)
現行		636	1,256	5,591
パターン①	改定後	954	1,884	8,399
	改定額	318	628	2,808
パターン②・⑤	改定後	1,099	2,049	7,539
	改定額	463	793	1,948
パターン③	改定後	1,528	2,148	6,483
	改定額	892	892	892
パターン④	改定後	886	2,006	8,091
	改定額	250	750	2,500

下水道使用料改定パターン(使用料比較②)

下水道使用料比較

(1か月 税抜き 円)

改定パターン		使用例	一般区域・工場廃液用 (1,000m ³ /月)	一般区域・工場廃液用 (10,000m ³ /月)	特定区域・特定事業用 (1,000m ³ /月)	特定区域・特定事業用 (10,000m ³ /月)
現行			126,000	1,260,000	90,000	900,000
パターン①	改定後		189,000	1,890,000	135,000	1,350,000
	改定額		63,000	630,000	45,000	450,000
パターン②・③ ④・⑤	改定後		160,000	1,600,000	135,000	1,350,000
	改定額		34,000	340,000	45,000	450,000

上下水道料金比較(実際の支払い額)

上下水道料金比較

(2か月 税込み 円)

改定パターン		使用例	単身世帯 13mm (10m ³ /2か月)	1家族世帯 (3人) 13mm (30m ³ /2か月)	2世帯など 20mm (100m ³ /2か月)
現行	水道		1,333	2,587	14,621
	下水道		1,399	2,763	12,300
	上下水道		2,732	5,350	26,921
水道パターン⑤	水道		1,590	3,174	16,365
	下水道		2,417	4,507	16,585
下水パターン⑤	上下水道		4,007	7,681	32,950
	改定額		1,275	2,331	6,029

前回の検針から今回の検針までの使用水量
→通常、2か月分の水量になります。

ご使用中の水道の口径です。

ご使用水量のお知らせ

一宮市水道お客さまセンター

水道 太郎 様

お客さま番号	12345 678-901-23
使用月分	令和5年9月分
使用期間	令和5年7月10日から 令和5年9月10日まで
戸数	1
口径	20 mm
メーター番号	08-01234

水道料金等のお支払いは
便利な口座振替をお勧め
しています。

《 申し込み方法 》
このお知らせ票・預金通帳・
通帳届出印を持って、下記の取
扱金融機関の窓口へお申し込み
ください。

《 振替日 》
検針した翌月の25日（金融
機関休業日の場合は翌営業日）
に自動的に引き落とされます。

《 口座振替取扱金融機関 》
みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行
三菱UFJ銀行 大垣共立銀行
十六銀行 三井住友信託銀行 愛知銀行
名古屋銀行 中京銀行 百五銀行
岐阜信用金庫 大垣西濃信用金庫
いちい信用金庫 尾西信用金庫
信用組合愛知商銀 イオ信用組合
東海労働金庫 愛知西農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局

指針及び水量	今回請求予定金額	
今回の指針	357 m ³	水道料金 2,508 円
前回の指針	317 m ³	消費税等相当額（再掲） (228 円)
旧メーター使用水量	0 m ³	下水道使用料 4,038 円
		消費税等相当額（再掲） (366 円)
今回使用水量	40 m ³	合計金額 6,546 円
今回下水水量	40 m ³	
《参考》前回水量	48 m ³	
前々回水量	46 m ³	
前年同期水量	51 m ³	

※通信欄
国からの交付金を活用し、水道の基本料金を2ヶ月分無料にします。

このお知らせでのお支払いはできません。また、集金に伺うこともありません。 検針日：令和5年9月10日
《 お問い合わせ先 》 一宮市水道お客さまセンター 検針員：検針 花子
〒491-0916 一宮市観音寺1丁目4番4号 【 営業時間 】
TEL 0586-28-8622 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分
FAX 0586-43-2553

上下水道料金